

防災行政無線などを用いた 全国一斉の緊急情報の伝達訓練

6月23日(木) 午前10時15分ごろ実施します

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート) (*)から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆さんへ伝えるため、情報伝達訓練を行います。

市内25か所に設置してある防災行政無線および防災ラジオから、毎週日曜日の午後6時に実施している定時試験放送と同じくらいの音量で、次の放送内容が一斉に放送されます。



試験放送内容

〈上り4音チャイム〉
+ 「こちらは、高浜市です。ただ今から訓練放送を行います。」
〈緊急地震速報チャイム音〉
+ 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」
+ 「これは訓練放送です。」 × 3回
+ 「こちらは、高浜市です。これで訓練放送を終わります。」
〈下り4音チャイム〉
※放送内容は一部変更される場合があります。

注)高浜市以外の地域でも、全国的にさまざまな手段で情報伝達訓練が実施されます。

(*)Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

問合せ先 冨都市防災グループ ☎ 52-1111 (内線 228)

母子家庭等医療費受給者証の更新

◆受給者証の更新手続きについて

母子家庭等医療費助成制度は、毎年、「受給者証」の更新が必要です。

この更新手続きは、母子家庭等医療費助成を8月1日以降に受ける資格があるかどうかを確認するためのものです。

現在、「受給者証」の交付を受けている世帯には、6月10日付けで更新申請書の提出についての通知を郵送しましたので、手続きをしてください。

◆更新受付

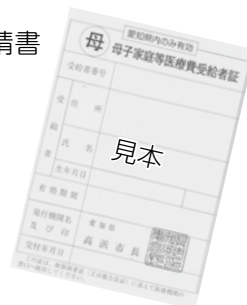
更新期間：6月24日(金)まで

更新方法：郵送で届いた通知に基づき、同封の封筒により書類を返送

※返送された書類の審査を行い、受給対象となる世帯には7月末までに8月以降使用できる「受給者証」を郵送します。

◆注意事項

- ・前年の所得状況を申告していない場合は、受給資格の審査ができないため、至急申告をしてください。
- ・8月以降は新しい(更新後)「受給者証」を使用してください。
- ・古い(更新前)「受給者証」は8月以降、市役所へ返却してください。



問合せ先 冨市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 227)